

帯広市水防計画の主な修正事項

1 一般災害対策編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第2節 水防の責任等 2 北海道	<ul style="list-style-type: none"> 水防管理団体が行う水防への協力 北海道水防協議会の設置 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知 水防団員の定員の基準の設定 <p>(4項目を追記)</p>
	第2節 水防の責任等 3 国土交通省 (北海道開発局)	<ul style="list-style-type: none"> 水防管理団体が行う水防への協力 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知 <p>(2項目を追記)</p>
第4章 予報及び 警報	第2節 洪水予報河川にお ける洪水予報 1 種類及び発表基準	<ul style="list-style-type: none"> 避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。 <p>(上記を追記)</p>
	同上	<ul style="list-style-type: none"> 発表基準の表の「はん濫」を「氾濫」に改める。
第7章 通信連絡	第1節 水防通信網の確保 5 浸水想定区域内にお ける地下施設等への 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> (1) 浸水想定区域 (2) 対象とする施設の範囲 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地下街等の地下施設 (イ) 要配慮者利用施設 (3) 避難情報等の伝達方法 <p>(上記を新設)</p>
第8章 水防施設 及び輸送	第1節 水防倉庫及び水防 資機材 3 備蓄資機材の緊急事 態における使用	<ul style="list-style-type: none"> 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は道の備蓄資機材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長又は十勝総合振興局帯広建設管理部長に電話にて承認をうけるものとする。 <p>(上記を追記)</p>
第11章 協力及び 応援	第1節 河川管理者の協力	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局帯広開発建設部及び北海道十勝総合振興局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。 <p>(上記を追記)</p>
	第5節 国（帯広開発建設 部、帯広測候所）及び北 海道（十勝総合振興局） との連携	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防連絡協議会等 市は、帯広開発建設部及び北海道（十勝総合振興局）が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。 (2) ホットライン 市は河川の水位状況については、帯広開発建設部（帯広河川事務所）及び北海道（十勝総合振興局）とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。 <p>(上記を新設)</p>

章	節	主な修正内容
第11章 協力及び 応援	第6節 住民、自主防災組 織等との連携	・市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のための必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。 (上記を新設)